

蚊のいない町をつくらう!

町会・自治会、マンション管理組合等
協力団体を募集

蚊の発生源である雨水マスへ薬剤を投入する事業に協力していただける団体(町会・自治会、マンション管理組合等)を募集しています。

協力団体には、5月～10月に月1回、雨水マスへ薬剤を投入していただきます。

申込後、保健所が雨水マスの設置場所と数を調査し、3月に薬剤の配付と使用方法等をお知らせします。

薬剤は、さなぎから成虫へ羽化するのを防ぐ効果があります。また、生態系への影響に配慮し、他の生物に対する毒性が極めて低い薬剤を使用しています。

〔入〕町会・自治会、マンション管理組合等(団体を対象とした事業です。個人の方はご遠慮ください。すでに事業へ協力していただいている団体は、申し込む必要はありません)

〔内〕5月～10月に月1回、区域内(区道・私有地)またはマンションの敷地および隣接する公道の雨水マスに薬剤を投入

〔申〕保健所窓口または区ホームページにある申込書に記入し、〒135-0016東陽2-1-11保健所生活衛生課環境衛生係へ郵送、ファクスまたは持参

☎(3647)5862
FAX(3615)7171

運転に不安を感じている方へ

事故を起こす前に 運転免許証の自主返納を

令和3年、都内の交通事故のうち、15・8%が65歳以上のドライバーによるものでした。個人差はありますが、加齢のため身体機能や判断力が低下し、発見の遅れや運転時の判断誤り等が起りやすくなります。

運転免許が不要になった方、運転に不安を感じるようになった方は、自主的に運転免許証を返納することができます。また、周囲に運転が心配な方がいる場合は、お近くの警察署へご相談ください。

運転経歴証明書の交付申請

運転免許証の有効期間内に返納したときや、返納または失効から5年以内は、公的な身分証明書として使える「運転経歴証明書」の交付申請ができます(身分証明書としての利用は、一部対応していない機関があります)。

〔申請場所〕
①現住所が都内にあり、有効期間内の運転免許証をお持ちの方・都内各運転免許試験場、運転免許更新センター、各警察署

新型コロナウイルス感染症の影響により税、保険料の納付が困難な方へ

まずはご相談ください

法令・条例に基づく猶予制度や延滞金の減免、一定期間内での分割納付等を受けられる場合があります。皆さんの抱えている課題をお聞きしながら、最適な納付方法等をご提案します。

ご相談は、
まずご相談ください

対象となる税、保険料

特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料

〔国民年金保険料〕
江東年金事務所
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

〔国民健康保険料・後期高齢者医療保険料〕
区民課年金係
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

〔介護保険料〕
介護保険課資格係
☎(3647)9493
FAX(3647)9466

〔特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)〕
納税課徴収第一・第二係
☎(3647)4153
FAX(3647)8646

〔国民健康保険料・後期高齢者医療保険料〕
保険料の減免について
医療保険課資格係
☎(3647)8520

まずはご相談ください

②現住所が都内にあり、運転免許証を自主返納してから5年以内で、現在有効な運転免許を有していない方・都内各運転免許試験場のみ

③現住所が都内にあり、運転免許証を5年以内に失効している方・都内各運転免許試験場のみ

〔受付日時〕
○都内運転免許試験場
平日午前8時半～午後4時
日曜午前8時半～正午、午後1時～4時

○運転免許更新センター・警察署
平日午前8時半～午後4時半
〔交付申請に必要なもの〕
○手数料1,100円

○保険料の分割納付について
医療保険課係
☎(3647)3169
FAX(3647)8443

○国民年金保険料
江東年金事務所
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

○国民健康保険料・後期高齢者医療保険料
区民課年金係
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

○介護保険料
介護保険課資格係
☎(3647)9493
FAX(3647)9466



○申請用写真(縦3センチメートル×横2・4センチメートル)

○(①の方)運転免許証

○(②③の方)申請者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの

○(②の方)申請による運転免許の取消通知書※お持ちの方のみ

○(③の方)失効している運転免許証

交通対策課交通係
☎(3647)4784
FAX(3647)9287

〔運転免許証の返納に関すること〕
深川警察署交通総務係

ゼロカーボン江東の実現に向けて

CO2の少ない交通手段で脱炭素へのアクション

通勤・通学・買い物・旅行などで、私たちが毎日行う「移動」、それに伴うCO2排出量は、国によると生活全体の排出量の約4分の1を占めています。日常生活のさまざまな移動手段を工夫し、CO2排出量を削減しようとする取り組みを「スマートムーブ」と呼びます。

日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリット「ゼロカーボンアクション30」から、「スマートムーブ」について紹介します。

公共交通機関、自転車や徒歩での移動がおすすめです

1人が1km移動する際に排出されるCO2は、自家用乗用車と比べて、バスは約2分の1、鉄道は約7分の1です。また、自転車や徒歩はCO2を全く出さない究極の「エコ」な移動手段です。鉄道やバス、自転車や徒歩での移動は、自家用車よりも多くのカリoriesを消費し、健康面でもメリットがあります。

特に、長距離移動を伴う出張や旅行では、個人の工夫により大幅なCO2の削減が可能です。遠くへ出張する際には新幹線を、旅行先ではバス、電車、自転車等を利用しましょう。

自動車での工夫
自動車を運転するとき、ふんわりアクセル「eスタート」やアイドリングストップ等のエコドライブを実践すると燃費がよくなります。また、緩やかな発進・加速で、周囲に気を配った運転は交通事故の減少につながります。

自家用車を持つ方は、EV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)など、次世代自動車への乗り換えを検討してみませんか。区や国では、次世代自動車の購入費用や電気自動車等の充電設備を設置する費用の一部を助成しています。

その他の移動・交通におけるCO2削減の取り組み
近隣の人と同じ車をシェアして必要な時だけ使う「カーシェアリング」や、街中を共有の自転車やスクーターに移動できる「コミュニティサイクル」など、CO2削減のための取り組みも広がっています。環境にやさしく、健康的な生活にもつながる「スマートムーブ」を始めませんか。

温暖化対策課環境調整係
☎(3647)6124
FAX(5617)5737



〔区ホームページトップページ切り替え訓練の実施〕1/18(水)9:00～12:00のうち一時的に、首都直下地震の発生を想定した訓練の一環として、区ホームページのトップページを通常版から緊急時簡易版に切り替える予定です。災害時に備えた訓練となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします※緊急時簡易版から通常版へアクセスすることは可能です 問 広報広聴課広報係 ☎3647-2299、FAX5634-7538